

# 知的財産ポリシー

大学には、「教育」と「研究」に加えて、「社会貢献」という「第3の使命」があり、信州大学（以下「本学」という。）は、この「第3の使命」を果たすため、研究成果である「知的財産」の活用による「新技術・新事業・新産業の創出」に積極的に取り組んでいる。

この取り組みが、真に社会へ貢献できるものとするため、知的財産の創出・保護・管理・活用等に関するポリシーを次のとおり定める。

## （知的財産の創出）

1. 先進的、独創的な研究を推進し、全国的、世界的拠点の形成を目指した体制の整備を図り、時代や地域社会のニーズに応える研究を行うと同時に、将来にわたる人類社会の発展、環境の保護等にかかわる基礎的な研究等を行い、社会的に有用な知的財産を創出する。

## （知的財産の保護）

2. 本学は、研究等にかかわる全ての教職員及び研究員、学生等の優れた研究成果等を知的財産として保護する。

## （知的財産の管理）

3. 本学における研究等による発明等の知的財産は、広く国民生活や文化を豊かにするために利用されるべきものとして、公平性、透明性の確保が求められるとの認識のもと、各発明者等は、速やかにその発明等を産学官連携推進本部長に届け出るものとする。また、その知的財産に係る権利は、原則として、本学に帰属するものとし、産学官連携推進本部は、この知的財産の特許化等を一元的に管理するとともに、研究者の知的財産に係る業績評価、知的財産権の実施に伴う発明者への報償金等の管理を行う。

## （知的財産の活用）

4. 地域産業界をはじめ、広く企業・地方自治体等との産学官連携を強化し、共同研究・受託研究による知的財産の創出をはかるとともに、株式会社信州 TLO との連携により、効率的な技術移転を促進し、「新技術、新事業、新産業の創出」に貢献する。

また、この技術移転による資金をさらなる研究推進のため使用するとともにインセンティブ経費、大学運営の資金として活用し、知的財産創造サイクルを確立する。

## （知的財産に関する教育・普及）

5. 知的財産に関する知識とその創出への意欲の向上のため教職員及び学生への教育・普及活動を行う。

(ポリシーの見直し)

6. 社会のニーズ、科学技術の進展に即応する機動性を保つため、本ポリシーに基づく知的財産に関する実績等を定期又は、随時に評価・見直しし、更新するものとする。